

# 税金



## 税金

【窓口：更埴庁舎税務課・戸倉庁舎市民窓口課・上山田庁舎市民窓口課】

千曲市で取り扱っている市税は、次の一覧表のとおりです。

税金の種類		納税義務者
市民税 (住民税)	個人市(県)民税	①1月1日現在、千曲市に住所があり、前年に所得があった方 ②千曲市に住所がなく、市内に家屋や事務所、事業所を所有の方(家屋敷課税)
	法人市民税	市内に事務所、事業所を持つ法人など。事業年度終了から2か月以内に申告書を提出し納税してください。
固定資産税		1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産(事業用)を所有の方 ※毎年4月1日から5月末日まで固定資産関係帳簿の縦覧ができます。
都市計画税		1月1日現在、市内の都市計画区域(除外区域あり)に土地・家屋を所有の方 ※固定資産税とあわせて賦課徴収されます。
国民健康保険税		市内に住んでいて、国民健康保険に加入している世帯の世帯主 ※加入・脱退などの異動があった場合は、必ず届出をしてください。
軽自動車税		4月1日現在、バイクや軽自動車などを所有している方 ※軽自動車、二輪の小型自動車の車検には納税証明書が必要です。転売や廃車などの異動があった場合は、関係機関に必ず届出をしてください。
たばこ税		製造たばこの卸売販売業者など
入湯税		鉱泉浴場(温泉など)を利用する入湯客
鉱産税		鉱物の掘採の事業を行う鉱業者

## 個人市(県)民税

【窓口：更埴庁舎税務課】

1月1日現在、千曲市に住所を有し、前年に一定額以上の所得があった方に「均等割」と「所得割」の合計額を納めていただきます。また、市内に住所がなくても、市内に事務所・事業所または家屋敷を所有する方にも均等割が課税されます。県民税は、市民税にあわせて課税されます。

区分・税率	均等割	所得割
市民税	3,500円	課税所得金額の6%
県民税	2,000円(うち500円は「長野県森林づくり県民税」)	課税所得金額の4%

### 個人市(県)民税の申告と納税

市(県)民税の申告は、1月から12月までの収入について、翌年の2月下旬から3月15日までの期間にすませることになっています。ただし給与以外に収入がなく、かつ毎月給与から市(県)民税が差し引かれている方、および所得税の確定申告をされる方は、原則として申告の必要はありません。納税は、勤務先の給与から差し引かれる「特別徴収」と、市役所から送付された納税通知書により、金融機関などへ納付する「普通徴収」の方法があります。

### 個人市(県)民税が課税されていない方

次に該当する方には市(県)民税はかかりません。

- ①前年中の所得が条例で定められた金額以下である方
- ②生活保護を受けている方
- ③障がい者、未成年者、寡婦または寡夫であって、前年中の所得が125万円以下の方

### パート収入の税金

いわゆる「パート」を含む給与所得者は、年間収入が103万円までは所得税が課税されません。そして、税法上の配偶者控除・扶養控除の対象になることができます。市(県)民税は、年間給与収入で93万円から100万円までは均等割のみが課税され、100万円を超えると所得割も課税されます。

## 広告

### 不動産

P123 E-4、P125 D-1

不動産情報センター  
MARUYOSHI  
JU-KEN 株式会社 住建

不動産のことなら何でもご相談下さい。  
売買・賃貸だけでなく、土地の有効活用  
などお気軽にお問い合わせ下さい。

- 千曲市機部915-5
- TEL:026-214-5951 ■FAX:026-214-5952
- 営業時間/9:00~18:00
- 定休日/水曜日
- (公社)全国宅地建物取引業保証協会会員
- 長野県知事免許(13)第1268号



長野県と県内全77市町村からの  
大切なお知らせ

お勤めの方(給与取得者)で、個人住民税を  
納税されている方にお知らせです。

平成30年度から給与取得者の方の  
個人住民税が原則特別徴収  
(給与からの差し引き納付)になります

今まで、お勤め先の給与から個人住民税が特別徴収(給与からの差し引き納付)されておらず、ご自身で納税  
されていた方は、平成30年度の個人住民税から、原則として特別徴収に変わります。  
※現在、既に給与から個人住民税が特別徴収されている方は、これまでの取扱いに変更はありません。

## 法人市民税

【窓口：更埴庁舎税務課】

市内に事務所・事業所を有する法人は均等割（資本などの金額や従業者数の区分により決められた額）、法人税割（国に納める法人税額により決まる額）が課税されます。市内に事務所・事業所がなくても、寮などがある場合は、均等割が課税されます。

### ●納める税額

均等割／資本などの金額と従業者数により9区分、  
 年額5万円から300万円  
 法人税割／法人税額の9.7%（平成29年4月現在）

### ■法人市民税の申告と納税

事業年度の終了から2か月以内に確定申告をし、納税することになっています。なお、中間決算を行う会社においては中間申告をする必要があります。また、事業の開始・廃止および所在地・名称などの変更の際は、届出が必要です。

## 固定資産税

【窓口：更埴庁舎税務課】

1月1日現在、千曲市に土地・家屋・償却資産（事業用）を所有する、法人・個人・共有名義の代表者の方に課税されます。

### ●納める税額

課税標準額×税率1.4%

### ■固定資産の届出

家屋を取り壊したり、未登記家屋で所有者が変わった場合などは、税務課にあります所定の様式により届出をしてください。

### ■固定資産税の軽減について

住宅用地に対する課税にあたっては、負担軽減措置を設けています。これにより、土地の課税標準額は、200㎡までは6分の1に、残りの部分については基本的に3分の1に軽減されます。また、新築家屋は、50㎡以上280㎡以下のものは、120㎡相当部分の税額が初年度から3年間（県の認定を受けた長期優良住宅は5年間）、2分の1に軽減されます。さらに、マンションなど3階以上の中高層耐火構造住宅は、同様の条件において、5年間（県の認定を受けた長期優良住宅は7年間）軽減されます。

### ■不動産取得税（県税）

不動産取得税は、土地や家屋を取得した個人や法人に課税される県税です。不動産の価格は通常、固定資産税評価額によりますが、新築住宅など固定資産評価額がない場合は、県知事が決定します。税額は、不動産価格に税率をかけた額となります。

☎：総合県税事務所 ☎026-234-9565



## 都市計画税

【窓口：更埴庁舎税務課】

1月1日現在、千曲市の都市計画区域内（農業振興地域の農用地、山林、池沼、原野を除く）に土地・家屋を所有する、法人・個人・共有名義の代表者の方に課税され、固定資産税とあわせて納付していただきます。

### ●納める税額

課税標準額×税率0.1%

## 軽自動車税

【窓口：更埴庁舎税務課】

原動機付自転車・軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車を、その年の4月1日現在、所有している人に課税されます。

車の種類	税率（年額）
50cc以下のバイク	2,000円
90cc以下のバイク	2,000円
125cc以下のバイク	2,400円
農耕用	2,400円
特殊（作業車）	5,900円
ミニカー	3,700円
125ccを超え250cc以下のバイク	3,600円
小型二輪車	6,000円
雪上車	3,600円
軽三輪車	3,900円
四輪乗用（自家用）	10,800円
四輪乗用（営業用）	6,900円
四輪貨物（自家用）	5,000円
四輪貨物（営業用）	3,800円

- 身体障がい者の方などは、軽自動車税が減免になる場合がありますのでお問い合わせください。
- 軽自動車の車検には納税証明書が必要です。納税通知書による現金納付の方は、領収書と証明部分を、口座振替納付の方は振替後に市役所から送付される納税証明書を、それぞれ保管してください。

### ■都市計画税の軽減について

住宅用地に対する課税については、税負担の軽減措置を設けています。これにより、200㎡までは3分の1に、残りの部分については基本的に3分の2に軽減されます。なお、新築家屋についての軽減はありません。

### ■軽自動車の届出

住所変更や申告（届出）事項に変更があったり、廃車、譲渡した場合などは所定の機関に届出が必要です。

- ①125cc以下のバイク・小型特殊（農耕用作業車含む）  
更埴庁舎税務課、戸倉または上山田庁舎の市民窓口課
  - ②125ccを超え250cc以下のバイク  
長野県軽自動車協会 ☎026-243-1967
  - ③250ccを超えるバイク  
国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局 ☎050-5540-2042
  - ④三輪・四輪の軽自動車  
軽自動車検査協会長野事務所 ☎050-3816-1854
- ※自分の車やバイクを譲渡や廃車する際に、その届出が行われていないと、いつまでも税金がかかってしまいます。また、何かトラブルが起きた際に、所有者として関係せざるを得なくなる恐れもあります。販売店やほかの人に届出を依頼したときも、手続きが完了したことを確認することが大切です。

### 広告



自動車整備 P121 D-2

**有限会社ワタリ車体整備工業**

小さな事からコツコツと。電球やオイル交換だけでも気軽にお出かけください。

■千曲市内川1320-2  
TEL:026-275-2043  
■営業時間/8:30~17:30  
■定休日/日曜、祝日

钣金 塗装 車検 整備  
保険 車輛販売  
3機の7レーン修正機完備!

## 国民健康保険税

【窓口：更埴庁舎税務課】

国民健康保険税は、市が運営する国民健康保険事業に要する費用にあてるために課税されます。勤務先の健康保険に加入している人や、生活保護を受けている人以外は国民健康保険に加入しなければなりません。

### 国民健康保険税の納税義務者

加入している加入者一人ひとりが納税義務者になるのではなく、加入者の属する世帯の世帯主が納税義務者になります。この場合、世帯主が国民健康保険に加入していなくても、条例上、世帯主の名前で課税されますので、納税通知書は世帯主あてに送付されます。

### 国民健康保険税の税額

医療分・後期高齢者支援金および介護分のそれぞれにつき、一世帯ごとに定額（平等割）、加入者数による額（均等割）、加入者の前年所得に応じた額（所得割）、加入者のその年度の固定資産税に応じた額（資産割）の合計額で計算されます。なお、介護分については国民健康保険加入者のうち、40歳から65歳未満の方に課されます。税率は、年度ごとに条例によって定められます。

## 入湯税

【窓口：更埴庁舎税務課】

鉱泉浴場（温泉など）を利用する入湯客に対して課税されます。

### 納める税額

1人につき／宿泊する入湯客 1泊150円  
／日帰りの入湯客 1日 50円

ただし、12歳未満の方、共同浴場または一般公衆浴場に入湯する方については、入湯税が免除されています。税金は利用料金に含まれており、浴場経営者が入湯客に代わって納めます。

## 税の各種証明

税務課で交付できる証明書は、主なものとして所得（課税・扶養）証明書・納税証明書・評価証明書（資産関係）がありますが、用途に応じていろいろな証明があります。税務課に申請書がありますので、必要事項を記入して申請してください。代理人の場合は、本人からの委任状または代理人選任届が必要です。なお、申請の際は、本人（代理人）確認のため自動車運転免許証など身分を明らかにできるものを持参してください（印鑑は不要です）。

証明の種類	手数料（1通）	申請時本人（代理人）確認のため必要なもの
所得（課税・扶養）証明	300円	自動車運転免許証・当該年度の納税通知書・パスポート・固定資産税課税明細書・健康保険証・年金手帳・身体障害者手帳・社会保険料の領収書などの内一つ
営業証明	300円	
納税証明	300円	
土地台帳の閲覧	300円	
公図の閲覧・複写	300円	
名寄帳（課税台帳）の閲覧	300円	
評価証明	300円	
住宅用家屋証明	1,300円	
地方税法第422条3の通知書	無料	
軽自動車車検用納税証明書	無料	自動車運転免許証・車検証

## 広告

社会保険労務士 P115 C-3

### 太田経営労務管理事務所

社会保険（健康保険・年金保険）  
労働保険（雇用保険・労災保険）年金相談

■千曲市八幡2246-11  
TEL:026-272-2469  
FAX:026-272-5787



2015千曲市観光写真コンテスト 特選  
「熱血」

## 納 税

【窓口：更埴庁舎債権管理課（戸倉庁舎、上山田庁舎でも納付できます）】

市税の納付は、市内の金融機関、または市役所各庁舎で納めることができます（市内に支店のない金融機関で納める場合、手数料がかかる場合があります）。主な市税などの納期限は次に示す各月の月末です（12月については25日、月末が土・休日の場合は翌日になります）。

区分	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税（普通徴収）				1期		2期		3期			4期		
固定資産税			1期		2期					3期		4期	
軽自動車税			全期										
国民健康保険税（普通徴収）					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

○市（県）民税の特別徴収（給与から差し引かれる）の方の場合は、6月から翌年5月までの12期に分けて納めていただきます。

### ■納税は口座振替をご利用ください

口座振替納付は手数料が不要で、納税に向く必要や納め忘れの心配もなく安全・便利・確実です。口座振替ができる税および保険料は次のとおりです。

市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、市営水道料金、市営住宅、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、下水道受益者負担金、保育料

コンビニエンスストアで市税の納付ができます。なお、バーコードのない納付書、指定期日が経過している納付書、1件の税額が30万円をこえる場合はコンビニエンスストアで納付できません。

### ■市税納付の取り扱い金融機関

納税通知書による納付や口座振替による納付を取り扱っている金融機関は次のとおりです。

八十二銀行・長野銀行・長野信用金庫・長野県信用組合・長野県労働金庫・ながの農業協同組合・ゆうちょ銀行・郵便局

### ■口座振替の手続方法

手続きは簡単です。預金通帳とその通帳の届出印を持参のうえ、市役所各庁舎または取り扱い金融機関の窓口においてある「千曲市市税等口座振替依頼書」により申し込みをしてください。



2015千曲市観光写真コンテスト 入選  
「進路を確保」



2015千曲市観光写真コンテスト 入選  
「夜の祭」